

「アシュリオン ケア」ご利用規約			
項目	条項	文	
	前文	アシュリオン・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が運営する販売店又はドコモのサービスや製品を専門に取扱う販売代理店（以下「ドコモショップ」といいます。）において、お客様が購入したモバイル端末機器を対象とする、「アシュリオン ケア」のサービス「（以下「本サービス」といいます）を、次に定める「アシュリオン ケア」ご利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、ご契約されたお客様（以下「ご加入者」といいます）に提供いたします。	
定義	第1条	1項	本規約において使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。
		(1)	本サービス契約 本規約に定める条件に従い本サービスを提供のため、日本国内において、ご加入者と当社との合意に基づき成立した契約をいいます。
		(2)	締結日 本サービス契約が締結され成立した日で、ご加入者に対する本サービスの開始日をいいます。
		(3)	ご加入お申込み・お申込日 本サービス契約の締結のための、お申込み手続き、又はその日のことをいいます。
		(4)	モバイル機器 本サービスの保証対象となる携帯通信機器又は情報機器の本体及びその付属品（原則としてACアダプターのみ）で、当社が予め指定する機器をいいます。
		(5)	登録モバイル機器 ご加入者が、本サービス契約お申込みの際に登録された本サービスの対象となるモバイル機器をいいます。
		(6)	本サービス対象期間 ご加入者の本サービス契約の締結期間のことで、登録モバイル機器について本サービスを受けることのできる期間をいいます。
		(7)	ご利用料金等 ご加入者が、本サービス契約締結期間中、本サービス契約1件につきお支払いいただく、月額料金又は預かり修理利用料金、出張サポート利用料金、その他追加の送料等の総称をいいます。
		(8)	サポート依頼 ご加入者が、本サービス契約締結期間中、本サービスのうちいずれかのサービスの提供を当社に依頼すること、またはその申込みのことをいいます。
		(9)	トラブルシューティングサポート 本サービスのうち、登録モバイル機器の不具合等何らかのトラブルに関するご加入者からのお問い合わせに対し、体系的に原因を整理等して解決策のアドバイスを提供するサービスをいいます。
		(10)	預かり修理 本サービスのうち、ご加入者による直接のお申込み、またはトラブルシューティングサポートの際のお申込みにより、登録モバイル機器を、修理または交換するサービスをいいます。
		(11)	出張サポート 本サービスのうち、ご加入者のお申込みにより、当社が同意したご加入者の指定住所に、当社が予め指定する業者から、別途有償にて技術者を派遣して、各種設定等を行うサービスをいいます。
		(12)	修理・交換 本サービスのうち、預かり修理において、登録モバイル機器に対して当社又は当社の指定業者が行う修理又は登録モバイル機器の交換の行為をいいます。
		(13)	交換モバイル機器 預かり修理の結果、当社が登録モバイル機器の代替品として、ご加入者に提供するモバイル機器をいい、原則として、登録モバイル機器の工場出荷時と同等のモバイル機器をいいます。
		(14)	メーカー保証・メーカー保証期間 登録モバイル機器の製造者による保証、またその保証期間をいいます。メーカーの保証の定義は、各メーカーの保証書に定める内容とします。
		(15)	メーカー保証書 登録モバイル機器の製造者又は販売者が発行したメーカー保証の証書をいいます。
		(16)	自然故障 メーカー保証書及び登録モバイル機器の取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた故障をいいます。なお、登録モバイル機器の製造者によって定義が異なる場合は、各製造者の定める定義に従います。
		(17)	購入日 ご加入者が、登録モバイル機器をドコモショップでご購入された日をいいます。
		(18)	iモード・iモード契約 ドコモが提供するiモードのご利用規則に基づく、電子メールの送受信やウェブページ閲覧等ができるサービス・またはその契約のことをいいます。
		(19)	ドコモケータイ払い ドコモが提供する「ドコモケータイ払い」の加盟店が、提供する商品やサービスの購入代金等を決済することができるサービスをいいます。
(20)	ドコモご利用約款 ドコモが定め提供する携帯電話等の利用に関する規約、規則、約款、及びiモード又はドコモケータイ払い等の、本サービスのご利用に伴いご利用されるドコモが提供するサービスの規則、規約及び約款等の総称をいいます。ご加入者は、予め当該ドコモご利用約款に同意いただくものとします。		
		1項	当社はご加入者に対し、本規約に従い、日本国内において、本サービス契約1契約毎に、本条に定めるトラブルシューティングサポート、預かり修理、出張サポートの3種類の本サービスを、ご加入者からのサポート依頼を契機に、ご加入者に対し提供いたします。

提供する本サービス	第2条	2項	トラブルシューティングサポートは、本規約の定めその他、別表1に記載する特約に従い、ご加入者のサポート依頼承諾毎に、ご加入者に提供いたします。
		3項	預かり修理は、本規約の定めその他、別表2に記載する特約に従い、ご加入者のサポート依頼承諾毎に、ご加入者に提供いたします。
		4項	出張サポートは、本規約の定めその他、別表3に記載する特約に従い、サポート依頼承諾毎に、ご加入者に提供いたします。
		5項	当社は、適当と判断する方法により、ご加入者に通知又はインターネットWebサイト等に掲載するなどの方法によって周知することにより、本サービス又は本規約の各別表に記載の特約を含む本規約の内容の一部若しくは全部を変更できるものとします。この場合、変更日以降は変更後の本規約又はサービス内容が適用されるものとします。
ご加入条件	第3条	1項	ご加入者は、ご加入お申込みの時点において、以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。
		(1)	住所連絡先を含め、ご本人確認できること。
		(2)	登録モバイル機器が、ドコモショップで購入したモバイル機器で、購入日及び製品シリアル番号等を確認することができること。
		(3)	お申込日が、登録モバイル機器をドコモショップで購入された日から起算して14日以内であること。
		(4)	登録モバイル機器のメーカー保証書を当社に提出することができること。
		(5)	本規約第7条に定める方法により、月額料金等のお支払いが可能であること。
		(6)	登録モバイル機器が、盗難品、紛失品又は既に登録されたモバイル機器でないこと。
		(7)	登録モバイル機器の破損、故障等、本サービスの対象となる事象が発生後のご加入お申込みでないこと。
		2項	ご加入者が、前項に定めるご加入お申込みの条件を満たしている場合であっても、次に定める事項に該当する場合、本サービス契約のご加入お申込み、または本サービス契約の継続をお断りする場合があります。
		(1)	同一のご加入者について、他に、本規約第6条に定めるご利用料金等の未払い残高がある場合。
(2)	過去に本規約第24条に基づき本サービス契約を解除されたことがある場合。		
(3)	その他、本規約又は法令等に違反する恐れがあると思われるご加入お申込みであると当社が独自に判断した場合。		
ご加入お申込み手続き	第4条	1項	本サービス契約のご加入お申込みは、予め本規約にご承諾いただいたうえで、次の各号の定めに基づき、当社が指定するカスタマーセンターへの電話、iモードサイト、インターネットWebサイト、その他の方法に従い、ご加入者ご本人により、担当者との電話による応答、又はお申込み画面や書面等に記載のある登録必要事項を記載のうえ、お申込みいただく必要があります。
		(1)	当社の定めるQRコード又は「アシュリオン ケア」カスタマーセンターの指示に従った加入専用のiモードサイト又はインターネットWebサイトにて、指定する登録モバイル機器のシリアルコード、購入日、ご加入者の氏名、住所、連絡先、決済方法、その他当社の必要とする情報を入力し、申込内容を確認の上、本規約に承諾の上、お申込みを行うこと。
		(2)	2台目以降登録モバイル機器の追加登録（新規本サービス契約の締結）又は、ご利用料金等のお支払い方法を「ドコモケータイ払い」からクレジットカード払いに変更する際に利用するため、予めご加入者が任意の第三者から推定されにくいアルファベット及び数字の等組み合わせにより定める、他に利用者の無いID及びパスワードを入力すること。
		(3)	前各号の定めに従って申込まれた内容をもとに、本条第4項の定めに基づきIDが発行され、対応するパスワードが登録されるものとします。
		(4)	前各号の定めには拘わらず、電話によるご加入お申し込みの場合、弊社により、指定する登録モバイル機器のシリアルコード、購入日、ご加入者の氏名、住所、連絡先、その他当社の必要とする情報の登録を行うものとします。この場合、ご加入者のID及び初期パスワードの発甲を弊社にて行うことができるものとします。
		2項	本サービス契約は、1台の登録モバイル機器に対して1件のご加入お申込みとしてのみ可能です。
		3項	当社は、前項のご加入お申込みを受けた場合、本規約に従い、すみやかにお申込み内容を審査し、適正と判断された場合、本サービス契約のご加入お申込みを承諾いたします。
		4項	前項の定めにより、ご加入お申込みが承諾された場合、当社は、本サービス契約の締結日、登録モバイル機器、本サービス対象期間等、本サービス契約の締結内容をご加入者の登録されたメールアドレスにメールにて通知するか、又は郵送にて通知いたします。当該受信されたメール又は通知された文書を、大切に保管するか控えていただく必要があります。
ご加入者情報等の訂正・変更手続き	第5条	1項	ご加入者は、本規約第4条のご加入お申込み手続き内容に、訂正や変更が生じた場合、速やかに当社に届出るものとし、当社指定の手続きによって、訂正や変更を行うものとします。
		2項	ご加入者より本サービス契約を相続された場合、速やかに当社に届出るものとし、当社が指示する手続きによって、本サービス契約を継承することができるものとします。
		3項	ご加入者がID又はパスワードの変更を希望される場合は、「アシュリオン ケア」カスタマーセンターの指示に従い、ご加入者ご自身の操作により、本規約第4条1項の手続きに基づき発行登録されたID及びパスワードを利用の上、手続きを行っていただく必要があります。この際、当社はおお客様のパスワードに関する問い合わせを一切行いません。
		4項	当社は、ご加入者からの届出内容又はサポート依頼に基づき提出されたメーカー保証書若しくは提出された登録モバイル機器のシリアル番号等の情報が、ご加入者の本規約第4条のご加入お申込み手続き内容と異なる登録情報を発見した場合、これら提出物の正確な情報に基づき、ご加入者の登録情報を訂正することができるものとします。また、この訂正による変更内容は、当社からご加入者にメールにて通知するものとします。なお、当該変更内容によっては、本サービス期間等が変更されるため、ご加入者に対し、一定の期間を定め通知するものとし、期限までにご加入者からご異議がなかった場合には、本サービス契約の内容が変更されるものとします。
		1項	ご加入者は、締結されている本サービス契約1件につき発生した次のご利用料金等を、当社が定める支払期日までにお支払いいただきます。

ご利用料金等	第6条	(1)	月額料金 本サービス契約1件につき599円(税抜570円) 本サービス提供の有無に拘わらず事前にお支払いいただく料金です。本サービス契約のご契約日数が1ヶ月に満たない月額料金の計算は、ご契約日数に応じた日割りとします。月額料金の日割り計算が1円未満の端数を生じた場合、その端数を切り捨てます。
		(2)	預かり修理利用料金 預かりサポート依頼1回あたり5,250円(税抜5,000円) 預かり修理のサポート依頼、または出張サポートのサポート依頼後に、預かり修理と決定された場合、月額料金とは別途追加として、お客様にご負担いただく料金となります。トラブルシューティングサポートには発生いたしません。
		(3)	出張サポート利用料金 出張サポートにおいて、月額料金とは別途追加として、当社が別途定める出張サポート利用料金、及びお客様のご要望による出張先地域に伺うために要した交通費等の実費の料金となります。
		(4)	その他 前1号から3号の他、ご加入者の特別な依頼により生じる修理費用又は配送費用の実費については、お客様に月額料金に追加でご負担いただきます。
		2項	当社は、適当と判断する方法により、事前にご加入者に通知又は周知することにより、変更日を定めて、前項に定めるご利用料金等の一部又は全部を変更することができるものとします。月額料金を変更する場合の月額料金の計算は、変更日より日割り計算で変更し、適用されます。月額料金の日割り計算が1円未満の端数を生じた場合、その端数を切り捨てます。預かり修理利用料金は、変更日以降、変更されたご負担金が適用されます。
ご利用料金等のお支払い	第7条	1項	ご加入者は、本規約第6条により請求されたご利用料金等を、次に定める方法で一括して、お支払いいただくことができます。なお、本条に定めるほか、別表2又は別表3の記載に従うものとします。
		(1)	ドコモが提供する「ドコモケータイ払い」 ご加入者が、「ドコモケータイ払い」によりご利用料金等をお支払いいただく場合は、「ドコモケータイ払い」に関するドコモご利用約款の定めに従ってお支払いいただきます。
		(2)	クレジットカード払い 当社は、ご加入者が、「クレジットカード払い」により本サービスのご利用料金等をお支払いいただく場合は、ご利用いただく「クレジットカード」が、当社のシステムにおいてご利用可能な場合に、当該クレジットカードにて本サービスのご利用料金等を一括してお支払いいただきます。なお、ご利用可能なクレジットカードは、日本国内で発行されたクレジットカードであり、当社が決済のため加盟する利用可能なクレジットカードに限定されます。
		2項	ご加入者は、前項の各号に定めるお支払方法を変更される場合、予め当社の変更方法の案内に従い承諾を得たうえで、変更するものとします。この場合、当該変更の効力は、翌月1日からとし、変更手続きを行った当該月のご利用料金等は、変更されないものとします。
3項	ご加入者は、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの前日までの期間について、該当請求金額(請求中の延滞利息分は除く)に対して年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。なお、クレジットカード払いによる決済の遅延の場合には、各クレジットカード発行会社の遅延損害金が発生しますので、各クレジットカードのご利用約款等を確認いただくものといたします。		
通信料等のご負担	第8条	1項	本サービスに関して発生する、iモードパケット料、その他パケット料、携帯電話通話料、携帯電話通信料、インターネット通信料、固定電話通話料、国際電話、郵便、ビジネス便、その他の通信料は、予め当社が指定する連絡窓口のフリーダイヤル通話料を除き、すべて、通信の発信者、関連サイト閲覧者又はご加入者のご負担となります。
本サービス対象期間	第9条	1項	本サービス対象期間は、当社が定めるモバイル機器毎に定められ、登録モバイル機器のご購入日から、最大3年間とします。ご加入者の登録モバイル機器の本サービス対象期間は、当社が適当と判断する方法により、ご加入者に通知又はインターネットWebサイト等に掲載するなどの方法によって周知する他、本サービス契約締結の際の確認メールにも記載します。
年間預かり修理回数	第10条	1項	預かり修理の回数は、登録モバイル機器のご購入日を起算日として、本規約第9条の期間を超えない範囲で、各1年間に2回までとします。3回目以降の預かり修理のサポート依頼、出張サポートのサポート依頼後の預かり修理は、本サービス対象外となります。
		2項	前項の定めにかかわらず、登録モバイル機器の預かり依頼の原因が、メーカー保証範囲内の自然故障による場合、1年間の預かり修理回数に算入されません。また、サポート依頼をしても実際に預かり修理後にご加入者へのお引き渡し完了するまで計算に算入されません。
本サービス適用範囲	第11条	1項	本サービスの適用範囲及びサポート依頼承諾範囲は、本規約第10条の定めを満たす他、ご加入者のご本人確認を経たうえで、本サービス対象期間内における以下に定める範囲内に限るものとします。本条の定め以外の原因によるサポート依頼は、お受けすることができません。
		(1)	日本国内におけるサポート依頼であり、日本語による意思疎通が可能であること。
		(2)	登録モバイル機器の、取扱説明書記載範囲内における、機器の不具合等何らかのトラブルに関する営業時間内において解決可能なトラブルシューティング(体系的解決策)の範囲
		(3)	登録モバイル機器の自然故障(取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障)
		(4)	登録モバイル機器の水濡れ、その他ご加入者の占有下における偶発の事故による登録モバイル機器の全損又は一部の破損
(5)	登録モバイル機器の所在が明確であり、ご加入者の占有下にあり、当社が出張可能な場所で、出張サポートの実施日の営業時間内に問題の解決又は預かり修理を判断できる範囲		
		1項	以下に該当する場合は、本サービスを受けることはできません。
		(1)	サポート依頼原因が本サービス対象期間外に発生したものである場合、又は登録モバイル機器の購入後から本サービス契約締結日までの間に発生したものである場合。
		(2)	登録モバイル機器の滅失、盗難、紛失の場合。

本サービス適用とはならない場合	第12条	(3)	ご利用料金等に未払い残高がある場合。
		(4)	サポート依頼原因及びその内容が本規約に違反する場合、若しくはご加入者に過去違反があったと判明した場合、又は、本サービスのご利用目的が、ご加入者又は第三者の営業又は犯罪に供することを目的とする場合。
		(5)	過去に同一名義のご加入者のサポート依頼内容に虚偽の申告があったと当社が判断した場合。
		(6)	ID又はパスワード等を盗用又は不正に使用した場合、もしくは不正アクセスによる利用の場合。
		(7)	登録モバイル機器の消耗、変質、変色等による損害（バッテリーの消耗を含みます）の場合。
		(8)	登録モバイル機器の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で登録モバイル機器の機能に影響が生じていない場合。
		(9)	当社の了解を得ずに、ご加入者自身の修理、改造、変造、他の業者等による修理後の場合。
		(10)	登録モバイル機器の違法使用により生じた場合。
		(11)	コンピューターウイルスによる障害に起因するものである場合。
		(12)	地震、噴火、落雷、津波、洪水等の天災により発生したものである場合。
		(13)	戦争、暴動、労働争議又はテロにより発生したものである場合。
		(14)	差押え等の国又は地方公共団体による公権力の行使により発生したものである場合。
		(15)	核燃料物質、放射能汚染により発生したものである場合。
		(16)	本サービス契約締結前に、第三者により、登録モバイル機器が改造、修理、交換されている場合。
		(17)	本サービス契約終了日（本サービス対象期間最終日）までに本規約第14条に基づくサポート依頼の承諾が得られない場合。
		(18)	ご加入者若しくはご加入者より正当な権限を与えられた登録モバイル機器の使用上の故意又は重大な過失により発生したものである場合。
		(19)	登録モバイル機器内部又は登録モバイル機器に接続した外部媒体に保存又はメモリ内に蓄積されていた、画像、電話帳、電子メール、音声、音楽、文書、アドオン、アプリケーション、アプリケーションソフト、その他一切のソフトウェア、電子データ等、登録モバイル機器の工場出荷時以降にご加入者が作成導入したソフトウェア又はそのデータ等に起因する場合、フィッシング詐欺、IDパスワードの不正使用又は不正アクセスに起因する場合。
		(20)	登録モバイル機器の購入後に、ご加入者が、インストールしたソフトウェアやアプリケーションソフトウェア、追加したアドオン、送受信した電子メール、保存したインターネットWebサイト情報、作成した文書、データ、ショートカット又はエイリアス、保存した画像や映像、交換したチャット情報、暗号化した情報、その他、各種設定等、登録モバイル機器の工場出荷時の状態から変更・登録・保存（保存前の情報も含む）したもののバックアップ、又はその回復の依頼の場合。
		2項	本サービスは、ご加入者による本サービスの不正利用によってご加入者又は第三者に生じる損害を一切保証いたしません。
		3項	本サービスの対象は、ご加入者の登録モバイル機器であり、バッテリーなどの付属品（ACアダプターを除く）は含まれません。
サポート依頼方法	第13条	1項	サポート依頼の方法は、当社が予め定める連絡先にお電話によって行い、オペレーターの指示に従って、ご加入者のご本人確認の後、必要に応じて次の各号に定める必要書類等及び登録モバイル機器に関する情報をご提出していただき、行うものとします。
		(1)	メーカー保証書、預かり修理の場合の預かり証等。
		(2)	別途有償費用に関するお見積りの承諾書、またはお見積り金額に対する承諾の意思を示す文書。
		(3)	登録モバイル機器の使用環境及びサポートを受けるために必要な情報。
サポート依頼の承諾	第14条	1項	本規約第13条に基づくご加入者からのサポート依頼の承諾は、各本サービス毎に異なり、本規約第11条及び第12条の条件を満たす他、次の各号に定める条件をすべて満たすものとします。
		(1)	トラブルシューティングサポートの場合 ご加入者からお電話をいただいた際、本お申込方法の条件を満たすと判断したとき、本サービスのお申込みを承諾するものとします。
		(2)	預かり修理の場合 当社が登録モバイル機器を引き取りに伺うことができ、必要書類の記載を確認し、預かり修理の対象となると判断したときに、お申込みを承諾するものとします。
出張サポート	第14条	(3)	出張サポート 本規約に定める条件をすべて満たし、ご加入者が当社のお見積りの内容を承諾する通知が当社に到着したときに、出張サポートのお申込みを承諾するものとします。
サポート依頼の取消し	第15条	1項	本規約第14条によりご加入者からのサポート依頼が承諾された場合であっても、サポート提供前に限り、当社が定める方法により、ご加入者は本サービスのサポート依頼を取消することができます。また、当社は、サポート依頼の承諾後であっても、本規約の定めに従いサポート不能と判断した場合、サポートの承諾を取消することができるものとします。
修理後の登録モバイル機器の送付	第16条	1項	修理後の登録モバイル機器は、ご加入者の登録住所または特に指示された住所に当社指定の配送業者から、当社の責任により送付いたします。
		2項	前項の定めに関わらず、登録モバイル機器の配達、登録等された住所の誤り等により完了しなかった場合で、合理的な方法によって連絡等の努力を試みても関わらず連絡が取れない場合は、当社は当該登録モバイル機器をお送りした日から一定期間保管した後、当該登録モバイル機器を廃棄処分いたします。当社はご加入者に対し、当該登録モバイル機器に含まれるデータ、その他の情報等の取扱いについて一切の責任を負いません。
修理後の登録モバイル	第17条	1項	修理した登録モバイル機器について、ご加入者が受領した時点で修理箇所に破損その他不具合を発見された場合又は引き渡し日から60日以内に修理箇所に不具合が発生した場合は、当社は特段の事情がある場合を除き、登録モバイル機器を修理未完了として、再度お引き取りして修理いたします。

ル機器の保証期間	第17条	2項	前項の場合、当社は独自の判断により、修理の代わりとして、交換モバイル機器の送付をもって、預かり修理のサポート依頼を完了することができるものとします。
登録モバイル機器の交換	第18条	1項	当社は、登録モバイル機器の修理が不可能と判断した場合、当社の単独の判断により修理を中止し、登録モバイル機器の工場出荷時の状態と同等のモバイル機器を交換モバイル機器として、ご加入者に提供することで、当該預かり修理のサポート依頼を完了させることができるものとします。
		2項	前項の場合、予めご加入者に連絡し、同意を得た後に交換モバイル機器に代えるものとしますが、この際、ご加入者が登録モバイル機器の交換をご希望されない場合、預かり修理を取消し、現状のまま、ご加入者に登録モバイル機器を返送するものとします。なお、それによってご加入者に生じる一切の不利益又は損失を補てんすることはありませんので、予めご了承くださいものとします。
		3項	前項の場合、ご加入者のお申し出により、本サービス契約を解約することができるものとし、その場合の本サービス契約解約日は、解約の手続きが完了した日とするものとします。
		4項	登録モバイル機器の交換により、ご加入者が登録モバイル機器内に保存していた一切のデータ、アプリケーション、ソフトウェア、アドオン等、メモリ内のデータも含め、原状に復することなくすべての消失につき、当社は一切の責任を負いません。
登録モバイル機器の所有権の移転	第19条	1項	交換モバイル機器を提供する場合、交換モバイル機器をご加入者が受領された時点で、それまでの登録モバイル機器の所有権は当社に移転するものとします。ご加入者が登録モバイル機器をお持ちの場合、当社に返送する必要があります。
交換モバイル機器の送付等	第20条	1項	本規約第18条の定めにより、登録モバイル機器を交換モバイル機器に交換する場合は、次の定めに従うものとします。
		(1)	交換モバイル機器の提供に、ご同意いただいた時点をもって修理に代える場合、理由の如何を問わず、登録モバイル機器の返送には応じることができませんので、予めご了承くださいものとします。
		(2)	交換モバイル機器は、ご加入者にお引き渡し完了した時点をもって、新たな登録モバイル機器として登録されます。
禁止事項	第21条	1項	ご加入者は、本サービスの各種サポートご利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
		(1)	本サービスの利用申込み時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出又は申告を行うこと。
		(2)	他者になりすまして本サービスを利用する行為。
		(3)	本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
		(4)	本サービス契約により生じた権利若しくは義務又は本サービス契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する行為。
		(5)	当社若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
		(6)	第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
		(7)	当社若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為。
		(8)	当社の営業活動を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。
		(9)	ID又はパスワードの不正使用、貸与、転売、質入れ、その他本サービス利用目的外の使用。
(10)	上記各号の他、法令、公序良俗、本規約若しくは約款等に違反する行為、又はそのおそれのある行為。		
ご加入者の個人情報の利用等	第22条	1項	当社は、本サービスに必要と判断した場合は、各種確認書類（メーカー保証書、ご購入時の領収書、本人確認書類等）の写しの提出をご加入者に求める場合があります。
		2項	当社は、本サービスの運営にあたり取得するご加入者の個人情報を、当社が別途定める加入手続きのWebサイト等で掲示するプライバシーポリシーに従い取り扱います。また、当該ご加入者の個人情報は、本サービスの運営目的以外での使用はいたしません。なお、本サービスの一部運営業務につき、次に定める事業者とご加入者の個人情報を共有する場合がありますので、予めご了承ください。共有された個人情報は、当該事業者との契約により保護されるとともに、当該事業者の定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に従うものとします。
		(1)	ドコモ（iモード又はドコモケータイ払い、及びその他のドコモのサービスにおける対応のご利用）
		(2)	メーカー保証書に記載された登録モバイル機器の製造者又は販売者、若しくは当社より指定された修理業者（保証書に基づく修理交換情報の交換）
		(3)	出張サポート業務を当社より受託する会社又はその業務の従事者
		(4)	クレジットカード会社又はその決済管理会社
(5)	上記の他、当社との間で業務委託契約に基づき業務の一部を委託した者		
ご加入者からの解約申出	第23条	1項	ご加入者は、本サービスの解約を希望されるときは、当社が別に定める方法により解約を申し出るものとします。
		2項	前項の場合、未精算のご利用料金等がある場合、速やかに精算していただくか、予め請求した日に一括してお支払いしていただきます。なお、月額料金は、解約日までの未精算の日数を日割り計算にて請求いたします。端数計算の結果、1円未満は、切り捨てるものとします。
		3項	本条によるご解約の場合であっても、既に請求された月額料金、その他一切のご利用料金等を返還いたしません。
		1項	当社は、以下の場合、催告することなくご加入者との本サービス契約を解除することができるものとします。

本サービス契約の解除・終了後の効果	第24条	(1)	登録モバイル機器が滅失した場合。
		(2)	登録モバイル機器が盗難紛失した場合。
		(3)	当社の催告にも拘わらず、本規約第6条に定めるご利用料金等が、お支払期日を経過してもお支払いいただけない場合。
		(4)	本規約第21条に定める禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合。
		(5)	前各号の他、本規約のいずれかに違反した場合。
		(6)	その他本サービスのご利用状況が不適格であると当社が判断した場合。
		2項	本サービス契約が終了した場合、既に請求された月額料金、その他一切のご利用料金の返還はいたしません。また、当社は、ご加入者に対する未回収のご利用料金等の請求権を留保する場合、本規約第27条の効力を引き続き適用するものとします。
本サービスの停止	第25条	1項	当社は、当社が適当と判断する方法によりご加入者に通知又は周知することにより、本サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
		2項	当社は、本サービスの提供に関するシステム上の故障、天災地変その他やむを得ない事象により、ご加入者に事前に通知又は周知することなく、本サービスの提供を停止する場合があります。
免責事項	第26条	1項	当社は、本サービスに関してご加入者に損害が発生した場合であっても、本利用規約に記載がある場合、当社に故意または重過失がある場合、又は当社の責めが立証された場合を除き、責任を負いません。
		2項	当社は、本サービスの提供をもって、フィッシング詐欺による被害の回復、ご加入者のID又はパスワードの不正使用又は不正アクセスによる被害の回復、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。）のインストール、アップグレード、アンインストール又は契約者のソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、メモリ内のデータ、追加アドオン、その他一切のデータの完全なバックアップ及びその移行等を保証するものではありません。
合意管轄	第27条	1項	ご加入者と当社との間における紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。
連絡窓口	第28条	1項	本サービスに関するご質問、お問い合わせは、当社が予め定める連絡先を窓口とします。 「アシュリオン ケア」カスタマーセンター 電話 0120-711-176 営業時間：09:00-20:00

別表1（トラブルシューティングサポートご利用特約）

トラブルシューティング特約	第1条	1項	ご加入者は、トラブルシューティングサポートをご利用の場合、本規約の定めその他、本別表1に定める条件に従うものとします。
禁止行為等	第2条	1項	ご加入者は、本規約に違反するサポート依頼、無目的又は不必要なサポート依頼、サポート依頼内容の断続的変更、不必要に特定の担当者等へ繰り返し行うサポート依頼、不必要に当社の営業時間外に及びサポート依頼、本来のトラブルシューティングサポートの目的外のサポート依頼及びその他当社の業務を阻害する行為を、行わないものとします。
		2項	ご加入者は、営業活動若しくは営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供又はその準備を目的として本サービスの利用を行うことはできません。
免責等	第3条	1項	当社の行ったトラブルシューティングによって、登録モバイル機器内のインストールしたソフトウェアやアプリケーションソフトウェア、追加したアドオン、送受信した電子メール、インターネットWebサイト保存情報、作成した文書、データ、ショートカット又はエイリアス、保存した画像や映像、交換したチャット情報、各種設定、暗号化した情報の改変、削除等に関して、当社は、一切の責任を負わないため、トラブルシューティングをご利用の場合、予めご了承いただくものとします。

別表2（預かり修理ご利用特約）

預かり修理特約	第1条	1項	ご加入者は、預かり修理をご利用の場合、本規約の定めその他、本別表2に定める条件に従うものとします。
預かり修理の対象外	第2条	1項	本規約に定めるほか、次の場合は、預かり修理の対象とならないものとします。
		(1)	1. 外観の汚れ、キズ、変色、色や光沢むら、ゴミの付着、ゆがみ 2. LCDパネルのドットの常時点灯、消灯箇所が、中央に集中して3点以内、又は全面で7点以内 3. 経年変化による性能低下、変色、LCDの輝度低下、焼きつき 4. 他社製品との接続の互換性、将来発表される製品との互換性 5. 故障内容がお申し出いただけない場合
メーカー保証	第3条	1項	登録モバイル機器にメーカー保証が適用できる場合は、当社と登録モバイル機器のメーカーとの合意事項に基づき、対応するものとします。
禁止行為等	第4条	1項	ご加入者は、有償、無償を問わず、営業活動若しくは営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供又はその準備を目的として本サービスの利用を行うことはできません。

別表3（出張サポートご利用特約）

出張サポート特約	第1条	1項	ご加入者は、出張サポートをご利用の場合、本規約の定めその他、本別表3に定める条件に従うものとします。
		1項	出張サポートは、予めスケジュールされた当日営業時間内での完了を想定しておりますが、その場合でも作業内容及びスケジュールの関係で、日にち及び訪問時間の調整をさせていただく場合があります。ハードウェア等の故障により、当初より想定していた時間内に作業が完了できない場合や預かり修理への移行が必要な場合など、当社スケジュールの都合で、後日再訪問やサポート依頼内容の変更となることがあります。

出張サポートの依頼方法及びスケジュールの決定等	第2条	2項	ご加入者のパソコン内にあるデータ等の保証はできません。万一に備え、必要なデータは作業前にご加入者にてバックアップを取っていただく必要があります。訪問時、以下の場合には作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も出張サポート利用料金をいただきますのでご了承ください。 (1) 違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合 (2) パソコン及び関連登録モバイル機器が改造されている場合 (3) 作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合 (4) パスワードなど、作業に必要な情報を開示いただけない場合（登録モバイル機器及びソフトウェアにパスワードが設定されており、ご加入者によりパスワード解除できない場合を含みます）
		3項	1回のサポート時間は、予めご加入者が申告された内容に基づきスケジュールリングをするものとします。出張サポート実施の当日、ご加入者から新たな作業を要望された場合には、スケジュールの都合で当日の作業ができない場合があることを予めご了承ください。但し、当社担当者に重大かつ明白な過失が認められるときはこの限りではありません。なお、他社で制作したデータベースなど、登録モバイル機器の工場出荷時に同梱された製品以外の各種設定等については、ご相談に応じることはできませんので、各制作会社または販売店に直接ご相談いただくものとします。作業終了後、ご加入者の面前において、ご要望どおりの作業が完了したかの確認をさせていただくものとします（出張サポート明細書への署名又は捺印）。この確認後のお申し立てには対応できませんのでご承知おきください。
		4項	出張サポートの作業の結果、本条第1項の定めにより、ご加入者のご希望に応じ、預かり修理となった場合、以降、当該ご加入者のサポート依頼は、預かり修理に変更し、以降預かり修理に関する本規約及びご利用特約が適用され、当該定めに従うものとします。
出張地域等	第3条	1項	当社が出張サポートをお受けできる地域は、原則として日本全国としますが、交通の便や移動日程等の都合により、お受けできない地域もあります。そのため、当社が予め出張サポート利用料金をお見積り可能な地域とします。
出張サポート利用料金	第4条	1項	本規約第6条1項3号に記載する出張サポート利用料金の、お見積り、内訳及びお支払い方法は次の各号の定めに従うものとします。
		(1)	ご加入者の登録モバイル機器環境や状況によって作業結果がご期待に添えなかった場合でも、原則として、出張サポート利用料金は発生いたします。また、一度は本サービスのサポート依頼に基づき問題が解決している場合で、再度同じ理由で問題が生じた場合であっても、新たに発生いたします。
		(2)	出張サポート利用料金のお支払いは、サービス作業が終了した時点で現金のみにて徴収いたします。また、出張サポート利用料金の中には、オプション料金が含まれている場合があります。当該オプション料金は、予めお見積りに記載されているもので、当社及び当社の指定業務受託会社が特別技術料金として規定しているものとなります。
		(3)	本条に定めのない場合でも、ご加入者のご依頼内容によっては、現地において新たにお見積り以外にオプション料金を申し受ける場合があります。但し、ご加入者の事前承諾をいただくことなく行った作業はこれに含まれません（延長料金を除く）。
		(4)	ご加入者の都合による当日のキャンセル、あるいは約束日時にご加入者が不在の場合はキャンセル料として出張サポート利用料金の全額を申し受けるものとします。但し、訪問予定日の前日まにお申し出いただいた場合はこの限りではありません。
出張サポート利用料金の請求者に関する特約	第5条	1項	本サービス契約に基づく出張サポートの利用料金は、お見積りに記載のある出張サポート業務受託会社がご加入者に請求するものとし、当該受託会社に出張サポートの利用料金をお支払いいただくことで、本規約第6条1項4号の代金をお支払いいただいたものとします。
お支払方法の特約	第6条	1項	出張サポート利用料金を現金にてお支払いいただく場合は、次に定める方法によってお支払いいただくものとします。なお、本サービス契約に基づく本出張サポート利用料金は、出張サポート業務の受託会社にお支払いいただくものとします。なお、当該出張サポート業務の受託会社の領収書の発行をもって、本出張サポート利用料金を受領したものとします。
		(1)	直接払い ご加入者は、出張サポート利用料金を訪問した技術者に直接現金にてお支払するものとします。なお、予め同意いただいた出張サポート利用料金のお見積り金額に対し、出張サポート現地にて追加費用が発生した場合は、現地においてお見積りを行い、同意をいただいた場合に、現金にてお支払いいただきます。
		2項	前項の定めその他、出張サポートの際に、預かり修理サポートに変更となった場合で、ご加入者が、預かり修理利用料金のお支払いを当社が指定する運送業者の代引きシステムによってお支払いいただく必要がある場合に限り、予め当社の同意を得たうえで、代引きによって、当該預かり修理利用料金をお支払いいただくものとします。なお、当該代引きシステムによるお支払方法の場合は、別途代引き手数料をご負担いただく必要があります。
免責等	第7条	1項	ご訪問時刻について、交通渋滞・天候事情・列車事情ほか直前の訪問先におけるトラブル等により、予めお約束した時刻に到着できない場合があります。これに伴うご加入者の損害賠償等には応じられませんのでご承知おきください。
		2項	出張サポートの作業中、ご加入者の登録モバイル機器及び周辺機器の故障が発生した場合、サポート作業中・作業終了後に拘わらず、当社は一切の責任を負わないこととします。
		3項	当社の行った作業が原因で、ご加入者のデータ等が消失した場合、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づくご加入者の損害が発生した場合、作業時間の大幅な遅延が原因でご加入者に何らかの損害が生じた場合も、当社は一切責任を負いません。